

予算と分を合せてここに計上した一より、この中には
 郡知事、郡議会議員の選挙費分担金とは別の市町
 振興交付金の追加交付金も含めておきます。次に第
 九款の寄附金については、一三万五千円を追加しようとす
 るもので、これは第二小学校の万年埵工事費の業者か
 らの寄附金であります。十款の雑入金に、おいて二百七十
 三千八百四十円を追加しようとすもので、これは、雑入金
 の自然増収見込み分の合計額を追加しようとす
 るものでございます。最後に第十一款の所債には、二
 百四十円を追加しようとすもので、第一小学校の用地買
 収費債の三百四十円と消防自動車購入債百四十円の差
 額をここに二百四十円と計上した一たのでございます。
 歳入合計は追加額が一個九百五十二万八千八百三十三円
 となるわけであります。次に歳出予算について申し上



歳

けます。第一款議会費におきましては、百八十三万七千円
 を追加したようにするものでございます。これは、事務局
 職員の人件費と議会活動のための不足分をまとめて
 追加したようにするものでございます。第二款役場費
 において、は大きく一千三百四十八万三千五百円を追加し
 うとするものであります。これは、先程も議決載しま
 した給与改定その他職員の人件費、あるいは、事業費
 の不足分が大半でございます。特に、庁舎の運搬設置費とい
 て、おかなければならないのは、新庁舎の運搬設置費とい
 たいもので、五百四十万を追加いたしております。第三款
 の消防費におきまして、三百四十万を追加したようにするもの
 であり、これは、消防団の本年度実績に合せて、予
 算の補正をしたようにするものでございます。
 第四款土木費におきまして、三百八十二万五千九百八十四

と減額しようとするもので土木費の第一項の道路橋梁費においては先般程説明申し上げました町に、る失討寄場の建築費二十八万円、あつては失討事業の原材料費の不足分五十三万円そのほか町の下水路組合に売却いたします旧砂利線の用地買収費約百七十六万円等を含みますので第三項の都市計画費以外に相当の追加に付しております。第三項の都市計画費において、御承知のように都市計画街路施設の事業施行の繰延になる件は約六百万円であり、たために土木費においては形の上では差引き三百八十二万余円の減となっております。一かそのかわり都市計画街路事業の町費負担分といたしまして後で御説明いたしますが第九款の財産費に四百万円の積立てを新規計上いたしておりますので、実質的に減ではないのであります。次に第五款教育費においては八十九万三千三百三十七円を追加したとするとその内はあります、この内容は非常に雑多でありまして、教育委員会費、各小中学校費その他種目ともそれらの実績に合致するように本県の通り細かく予算の追加更正を行つた次第でありましてその集計が八十九万三千三百三十七円の追加となっております。第六款の社会及び労働施設費におきまして百四十七万八千円を追加しようとするので、この追加計上額の大半であります百三十一万円は歳入予算に見合う国民年金印紙追加金といたしまして、その他の種目はすべて実績といたしまして、その際補正を行なうとするとその内は百三十一万円は歳入予算に生費において二万二千五百円の減額となっております。

には減ではないのであります。次に第五款教育費においては八十九万三千三百三十七円を追加したとするとその内はあります、この内容は非常に雑多でありまして、教育委員会費、各小中学校費その他種目ともそれらの実績に合致するように本県の通り細かく予算の追加更正を行つた次第でありましてその集計が八十九万三千三百三十七円の追加となっております。第六款の社会及び労働施設費におきまして百四十七万八千円を追加しようとするので、この追加計上額の大半であります百三十一万円は歳入予算に見合う国民年金印紙追加金といたしまして、その他の種目はすべて実績といたしまして、その際補正を行なうとするとその内は百三十一万円は歳入予算に生費において二万二千五百円の減額となっております。

あります。これは特殊の減額ではございませんで、やはり他の種目と同様に各項目を詳細に検討を加えた結果かそれ以外の予算の不要額をここに落そうとするわけであります。第八款 産業経済費 におきまして、千三万三千四百八十円を減額したそうとするものでございます。これも特殊の減額ではございません。特に第三項の商工費につきましては、商工会が設立された関係にあります。各予算を検討した結果、ここに不要額の集計、千三万三千四百八十円を落そうとするものでございます。次は第九款 賤産費 におきましては、三百八十一万三千二百円を追加しようとするものであります。この中には先程土木費においての説明申上げました都市計画街路事業の積立て金、四百万円の新規計上と、他の種目

減額分十八万二千九百八十円、この差額を追加しようとするものでございます。次の第十一款 選挙費 におきまして、千七百一十円を追加しようとするものでございます。これは四月十七日に行なわれます都知事及び副議会議員選挙費の計上面でございます。第十二款の公債費において、百五十五万五千二百九十円を追加しようとするものでございます。これは申上げますまでもなく、町債の元金償還金及び、一時借入金利子不足分でございます。第十三款の諸支出金におきましては、二万七千七百二十五円を追加しようとするものであります。これは諸支出金を構成いたしております。徴税費とか、監査委員会費、渉外費、その他の英を詳細に検討した結果、差額の不足分、二万七千七百二十五円をここに追加しようとするものでございます。最後は十四款の

予算費でありますか、二十八万九千三百九十九円を追加した一より歳出合計は歳入合計と同じようになり、規定予算額が二億五千三百八十九万五千三百五十二円八千八百三十三円、本年度の歳入予算額は二億七千三百四十二万四千四百八十五円となる次第でございます。慎重に審議載さすより可決あらんことをお願い申し上げます。

議長（石川信義）

これより質疑を行います。

二番（山下幸三）

ただ今篠崎助役から御説明載さす一追加更正予算の歳入関係において先程の一般職、その他の改正に基くとこの地方交付税関係に含まれておると言うことか説明されておりますかもうさう内容に御説明願います。

はいと思います。

一助役（篠崎俊夫）

地方交付税の関係について御説明申し上げます。給与改定前に内定した一より福生町に付し普通税の額が千三百三十一万四千円であったのでございますが、今回十月からの給与改定によりはう主要財源といたしまして、二百八十七万四千円を追加されたのであります。これに普通通税交付税の合計は二千百十九万五千円になるのであります。そのほか特別交付税では昨年は二百三十三万二千円でございまして、今年には二百五十七万五千円をもちまして、地方交付税の総額は二千三百七十七万四千円になるわけであります。要するに給与改定分として二百八十七万四千円を追加交付を受けただけであります。

一、二番（山下幸三）

そうなりますと、地方交付税の関係を再算定いたしました
すと、これに加わって一般財源の方からどの程度プラスされ
たいと固に合わないことにならるので一ようか。

一助役（篠崎俊夫）

全体で約五百萬程度でござります。

一、二番（山下幸三）

そうなりますと、大体五〇%の交付金かくところにと
縱って、五〇%の分を町自体が賄わなければならぬ
ところとですか。

一助役（篠崎俊夫）

地方交付税の再算定をさいました時には、税収の伸
び算定をさいましたので、そういた関係がありますので
各自の体も率にはつかないわけで、良一団体ではほとん

一八番（斎藤真三）

どそっくりくる場合もあるのですか、福生町の場合は、税収
の伸びにうけ合せた上で、約半分にしろえなかつた
ところとにならぬわけでありませう。

先程の説明でよくわかつたのですか、教育費に於いて減額
と、うことは、実質的には、一つておらぬ、という説明であり
ましたので、私は了解いたしましたのですか、本年は、異常の寒波
によりまして、相当予算が不足して、三十八年度にもうわ
けければ、三十七年度は払えな、というふうなことを申した
てあります、燃料費に於いて減額してあることはどう
いうことですか。

一助役（篠崎俊夫）

斎藤議員から御指摘がござりましたのは、三十八年度
の予算に、関連してのことと思つたか、三十七年度の予

算では減額しておりません。燃料費につきまして学校とも相談して実績と合せて減額というところとございまして、減額というところは必要な方に回したというところであります。合計いたしますとやはり八十九万三千三百三十七円、教育費においては追加になっております。

一八番（斎藤真二）

聞くとさうよりますと燃料費が不足して三十八年度分をもうけなければ、三十九年度分は払えないと聞いたのですか、事実かどうかわかりませんが、本年は異常の寒波にみまわれまして燃料を相当使っており給食の方に回りず牛乳の冷たいものと渡すようなことも聞いたのですか学校の方はそれでいいこととつうことで減額したのかどうかお聞きしたいと思います。

一助役（篠崎俊夫）

もちろん校務主任によく相談して減額したのとおぼしきです。それから学校給食費の関係とその暖房用の燃料にまいりますかこれは、区別しなければならぬのであります。まして学校給食の燃料代は校長の責任において学校給食の方の予算で賄い、一般会計予算であります。燃料費はあくまでも暖房用の燃料であるというふうに区別しております。

一議長（石川信義）

他に質問はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義）

これにて質疑を結いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四十四号は京東通り
決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)

御異議なしと認めます。よって議案第四十四号は京東
通り可決いたしました。

一議長(石川信義)

次(中)に日程第六契約締結について議案第四十五号
と議題に供します。局長として議案の朗読をいたさ
せます。

一事務局長(生子国利)

朗 読

一議長(石川信義)

理事者からの提案理由の説明を求めます。

東京都西多摩郡福生町役場

東京臨海高速鉄道株式会社

一助役(藤崎俊夫)

議案第四十五号契約締結について御説明申し上げます。
レストハウス建設について去る二月二十五日建設委員
会に御議決戴きまして、竹達建設会社他四社が指名
競争入札に付しましたところ結局本東記載の通り契
約金額四百七十万円を最低入札者竹達建設会社と
正式随意契約を締結しようとするものであります。
四月二十日までは完成する予定でありますので、
ろく御審議願ひまして御可決あらんことをお願い
いたします。

一議長(石川信義)

こいより質疑と行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義)

この二つ質疑を結了いたします。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四十五号は東京通り決するに内閣議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

内閣議なしと認めます。よって議案第四十五号は東京通り可決いたしました。

一議長（石川信義）

ただ今休憩の声ありました。暫時休憩するに内閣議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

それではただ今より暫時休憩いたします。

休憩 午前十時十七分

会期 午前十時三十分

一議長（石川信義）

休憩前に引き続く会議を行います。

一議長（石川信義）

日程第七契約締結について議案第四十五号を議題に供します。局長をして議案の朗読をいたさせます。

一事務局長（金子国利）

朗読

一議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎 俊夫）

議案第四十五号契約締結について説明申し上げます。

す。ただ今御議決戴きましてレストハウスの設計及
監理は御の觀光部で推せんとしております。專向
の橋本是一建築研究所に正式委託をいたしたく
本東を提出いたした次第であります。專向の橋本建築
研究所との契約金額は設計価格の四%にあたり、工
手費であります。この他に監督手当が月二万円、竣工
まで二ヵ月として約二万円程度かかる見込みになつ
ております。よろしくお願いいたします。

一議長（石川信義）

こゝより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

こゝにて質疑は結了いたします。

一議長（石川信義）

東京都西多摩郡福生町役場

おはかりいたします。議案第四十二号は京東通り
決するに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

御異議なしと認めます。よつて議案第四十二号
は京東通り可決いたしました。

一議長（石川信義）

次に日程第八契約締結について議案第四十二号
を議題にいたします。議長として議案の朗読をいたさ
せまう。

一事務局長（生子田利）

朗読

一議長（石川信義）

理事者からの提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫）

議案第四十七号契約締結について即説明申しと申します。役場の事務改善に必要な事務機械の購入につきましては去る二月の議会において住民課と総務課機械管理係の整備に必要な事務機械購入契約締結の即議決を戴いたためであります。今回は文書の集中管理の第一段階として来る四月から実施予定の総務課内における文書の集中管理に必要な本県記載の備品購入の正式契約締結といたしまして本県を提出した一考、本件の購入にあたりましては、ついても、つとまず、八王子支店と契約しようとするものであります。契約金額は二万三千四百円でござります。このうちの半額は市の補助をもちえらるものであります。即決あらんことをお願い申し上げます。

東京都西多摩郡福生町役場

一議長（石川信義）

こいより質疑をいたします。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

こいにて質疑を終ります。

一議長（石川信義）

おはかりいたします。議案第四十七号は東京通り返するに即異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一議長（石川信義）

即異議なしと認めます。よって議案第四十七号は東京通り可決いたしました。

一議長（石川信義）